

令和5年3月
消費者庁

令和3年度「消費者庁環境配慮の方針」の点検について

「消費者庁環境配慮の方針」(平成27年11月25日消費者庁長官決定。以下「環境配慮の方針」という。)では、同方針を推進すべく「消費者庁環境配慮の方針推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置し、同推進委員会において、毎年度、進捗状況の点検を行うこととしている。

この度、推進委員会により、令和3年度における環境配慮の方針の点検を行ったため、その結果を下記のとおり公表する。

※本公表をもって、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号) 第6条に基づく公表とする。

記

I. 環境施策の推進

食品ロスの削減については、令和元年5月に成立・10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)及び令和2年3月に閣議決定した「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、引き続き消費者庁ウェブサイト及び特設サイト「めざせ！食品ロス・ゼロ」等を通じた情報発信を行ったほか、全国のコンビニエンスストアにおいて商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」の呼び掛けや、諸外国における食品ロス削減の先進的な取組に関する調査、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的とした「食品ロス削減推進大賞」及び「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト」の実施、入替えにより役割を終えた国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク等への提供に関する関係府省庁の申合せ等を実施した。加えて、国と地方が連携し、第5回食品ロス削減全国大会を愛知県豊田市で開催した。

環境に配慮した消費行動については、平成27年から2年間にわたり開催した「倫理的消費」調査研究会での議論を踏まえエシカル消費※の普及・啓発のために、イベントにおける体験型ワークショップの実施や動画、学校でも活用できる教材、ポスター、パンフレット等の啓発資材の活用を促進するとともに、特設サイトを通じて事業者や個人、団体等の先進的な取組事例の収集・発信等を行った。また、エシカル消費の一つであるサステナブルファッショントを推進するため、消費者庁、経済産業省、環境省による関係省庁連携会議を立ち上げ、政府一丸となってこのサステナブルファッショントの推進に取り組んでいく体制を構築し、消費者の行動変容を促すために、特設ページにおける「消費者行動18のヒント」の発信や、サポート制度の創設等の取組を行った。

※「エシカル消費」：地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動。

II. 日常業務における環境に配慮した取組の推進

1. 物品等の購入や使用に当たっての取組

(1) グリーン調達の推進

環境配慮の方針では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、環境負荷が少ない製品等の積極的調達により、グリーン調達を最大限進めることを目標としている。令和 3 年度におけるコピー用紙、文房具類等特定調達品目の購入についての目標達成率は 100% となっている。

(2) 自動車等の効率的利用

官用車について一般職員も共用で活用し効率的に運用している。相乗りによる官用車利用の効率化を図るとともに、自転車や公共交通機関による移動を推奨している。

(3) 用紙類の使用量の削減

会議における配布資料のペーパーレス化の取組を実施した。

(4) ゴミの分別やリサイクルの推進

環境配慮の方針では、コピー機やプリンター等のトナーカートリッジ回収の推進を目標としている。令和 3 年度におけるカートリッジ回収率は 100% となっている。

また、ゴミの分別回収用のボックスを設置すること、不要になった用紙等に関しクリップ、バインダー等を外して分別回収することを通じてリサイクルを推進している。

2. 庁舎の整備・管理等における取組

夏季におけるクールビズ、冬季におけるウォームビズをそれぞれ励行するとともに、冷暖房の適正な運用に努めている。

また、超過勤務の縮減、年次休暇取得の推進を奨励し、業務の効率化や早期退庁ができる職場環境作りを行うとともに、退庁後の消灯を徹底している。

3. 職員に対する環境問題に関する研修機会や情報提供の充実等

職員に対し、環境配慮の方針や節電及び省エネルギー対策について周知を行った。

また、独立行政法人国民生活センターや関係団体に対して、節電及び省エネルギー対策について周知を行った。